

文京区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

1 概要

本計画に関しては、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、策定した。

2 文京区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
別紙のとおり

3 計画の内容

「時間外在校時間等が月当たり45時間超の教育職員の割合をゼロにする」などの目標の達成に向けて、学校全体で業務の見直しや分担の工夫を行い、教育職員一人ひとりが時間を意識した働き方を日々実践できるよう、取組方針を示し、学校等における働き方改革を進めていく。

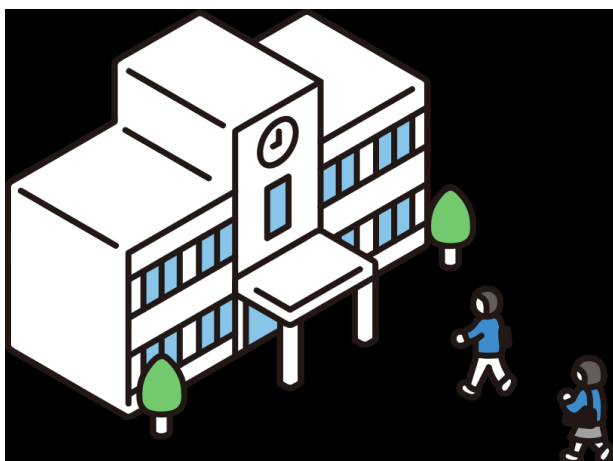
また、業務の3分類に明記されていない教育職員の負担軽減についても積極的に明記し、教育職員の働き方改革を包括的に実施していく。

4 スケジュール（予定）

令和8年	3月24日	教育委員会報告
	5月14日	総合教育会議報告
	5月20日	庁議報告
	6月18日	議会（文教委員会）報告

文京区立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

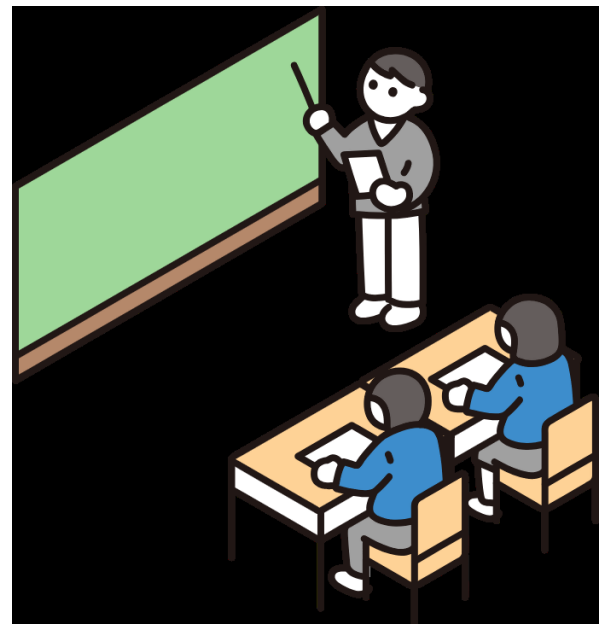
令和8年度～令和11年度



令和8年3月 文京区教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本区の現状	
2. 目標	2
3. 本計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
(1) 学校以外が担うべき業務	
(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務	
(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
(4) その他の取組	
(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 今後のフォローアップについて	8



1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

幼稚園及び幼稚園型認定こども園、小・中学校(以下、学校等)を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大しています。教育 DX やグローバル化、いじめ・不登校などの課題への対応も求められ、教育職員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境整備が重要であり、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うことが求められています。

こうした中、学校等の現場において教育職員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねています。一方で教育職員の長時間労働が常態化しており、このことは子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。東京都では教育職員の精神疾患による休職率、新規採用教員の1年以内の離職率は増加傾向にあり、本区でも該当する教育職員は顕在化しています。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教育委員会は業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされており、本区においても、平成30年度に策定した「働き方改革実施計画」を見直した上で本計画を策定し、教育職員の長時間労働のさらなる改善を行うこととしました。

(2) 本区の現状

本区では、平成30年10月に策定した「働き方改革実施計画」を進め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

教育職員が働きやすいよう、様々な取組を行った結果、令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	39.8時間	36.3%	1.3%
中学校	41.6時間	36.8%	2.8%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が36%と多くなっています。授業準備や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、人材配置や事務量の軽減を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

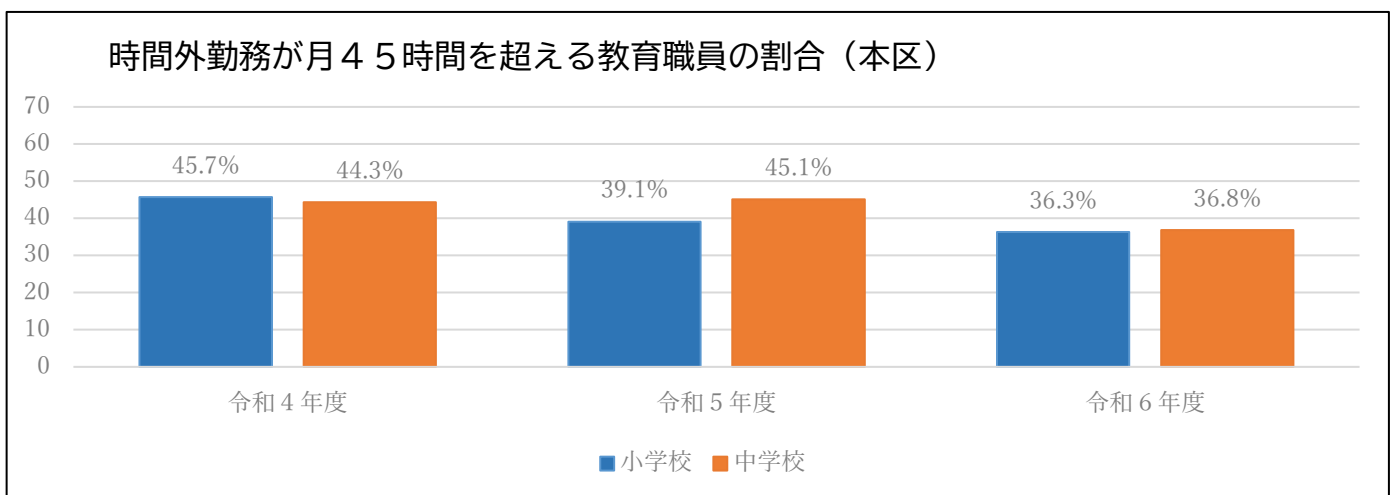
なお、幼稚園については一定程度、月45時間を上回る教員がおります。幼稚園の教育職員に対しても本計画の趣旨をふまえ、働き方改革を推進していきます。

【成果指標・目標値】(令和6年度)

	成果指標	現状(令和6年度)	目標
時間外在校等時間	i) 時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教育職員(管理職を含む)	小 36.3% 中 36.8%	0%
	ii) 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間	小 39.8時間 中 41.6時間	30時間程度
業務への負担・支援	iii) 教育職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	104	100以下
	iv) 教育職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	89	100以下を維持
ライフ・ワーク・バランス	v) 教育職員(管理職を含む)の1年当たり年次有給休暇取得日数	小 17日 中 15日	20日

※なお幼稚園教育職員につきましては、小・中学校の目標に準拠し働き方改革を進めてまいります。

【参考 令和4年～6年度の時間外勤務が月45時間を超える教育職員の割合】



3 本計画の期間(令和8年度～令和11年度)

国においては、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることをふまえ、本計画を令和11年度までとします。ただし、教育現場の困難さは変化が激しいと考えるため、途中で修正することもあり得ます。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

「時間外在校時間等が月当たり45時間超の教育職員の割合をゼロにする」などの目標の達成に向けて、学校全体で業務の見直しや分担の工夫を行い、教育職員一人ひとりが時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、学校等における働き方改革を進めていきます。

また、業務の3分類に明記されていない教育職員の負担軽減についても積極的に明記し、教育職員の働き方改革を包括的に実施していきます。

学校と教師の業務の3分類にそった支援

令和7年度の中央教育審議会答申で示された『「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け』をふまえ、特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、文京区教育委員会からの支援・助言を行っていきます。

(1)学校以外が担うべき業務	(2)教師以外が積極的に参画すべき業務	(3)教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答(学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施) ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画) ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討) ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理(教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討) ⑩校舎の開錠・施錠(副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進) ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮(地域住民等の支援や、輪番等を促進) ⑫校内清掃(児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進) ⑬部活動(部活動の地域展開・地域連携を促進)	⑭給食の時間における対応(食に関する指導については、栄養教諭等が対応) ⑮授業準備(教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進) ⑯学習評価や成績処理(採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進) ⑰学校行事の準備・運営(関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討) ⑱進路指導の準備(就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進) ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの協働等を促進)
※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画。		

(1) 学校以外が担うべき業務

- 学校給食費の公会計化 ((1)－③)
 - ・学校給食費を公会計化し、これまで学校で行っていた徴収、食材購入事務及び出入金管理等を文京区教育委員会で行うことにより、教職員の負担軽減を図る。
- 法律相談窓口の設置 ((1)－⑤)
 - ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等のカスタマーハラスメントを含めた、学校等では対応が困難な事案への対応について、弁護士に相談できる体制を構築し、対応困難事例や緊急時の対応に備える。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 学校等への調査等及び印刷物の縮減 ((2)－⑥)
 - ・文京区教育委員会が実施している調査については、目的や頻度、時期等を改めて精査し、調査等の縮減を図るとともにアンケートフォームを活用する。
 - ・保護者連絡ツールを活用し、従来、紙で配布していた学校等からのお知らせのペーパーレス化を推進する。
 - ・民間団体等からの各種コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布物依頼などについて、配布方法も含め当該団体に対して配慮を求める。
- ICT 機器に関する学校ヘルプデスクの設置((2)－⑧)
 - ・学校に整備されている ICT 機器に関する問い合わせ窓口としてヘルプデスクを設置し、ICT 機器全般のトラブル対応を一元化する。
- ICT化の推進等 ((2)－⑧)
 - ・既に各学校等に導入されている共有フォルダ等を活用し、提出資料等の格納を行い、提出処理の負担を軽減する。
 - ・職員室以外の教室等においても、校務作業ができる環境を整備する。
- プール清掃 ((2)－⑨)
 - ・プール槽内、プールサイド、プールサイドの排水溝、腰洗い場、シャワー設備及び排水設備等の清掃・洗浄を委託することで、プールの水質汚濁を防止し、保健衛生の徹底を図る。
- 施設保守((2)－⑨)
 - ・施設や設備の軽微な不具合について学校から修繕の依頼を受けた場合、技術員が出張し、保守・修繕等を行うことで、施設の維持管理を図る。
- 機械警備の導入((2)－⑩)
 - ・校舎、プール、体育館などの学校施設にセンサーを設置し、夜間・休日等の学校施設の管理を行

う。

- ・給食の食材搬入が早朝に行われるため、給食調理業務委託事業者が食材搬入経路に限定して機械警備を解除できるよう警備範囲のエリア化を実施し、教職員が食材搬入のために早朝から出勤する必要がないようにする。

○ 部活動指導員及び部活動指導補助員の配置 ((2)－⑬)

- ・顧問に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」を全中学校に配置し、顧問の負担軽減を図る。また、部活動指導補助員の活用により、部活動運営の多様な支援体制を構築する。

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○ 一般教育職員の負担軽減に向けた人材の配置 ((3)－⑮ ⑲)

- ・教育職員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」を配置する。
- ・児童へのきめ細やかな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までにおいて、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置する。

○ 英語専科教員及び ALT の配置((3)－⑮)

- ・小学校外国語及び外国語活動、中学校外国語科の授業時間に ALT を配置する。また、東京都教育委員会と連携して英語専科教員の配置を進める。

○ ICT支援員の配置及び活用 ((2)－⑧、(3)－⑮)

- ・各学校の電子黒板やタブレット端末及び校務支援システムをはじめとするソフトウェア等について、教育職員のICTスキルの向上と利活用を促進する。また、ICTを活用した効果的な授業を支援する。

○ 体力アップトレーナーの配置((3)－⑮)

- ・児童・生徒が運動に親しみ健康の保持増進と体力の向上を図るために体力アップトレーナーを配置し、体育科の授業補助や体育的活動等への支援を行う。

○ デジタル採点システムの導入 ((3)－⑯)

- ・自己採点システムの導入により、これまで手作業で行ってきた採点業務の時間と労力を大幅に削減する。

○ 専門スタッフ(SSW・SC)の配置((3)－⑲)

- ・子どもたちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、スクールソーシャルワーカー(SSW)やスクールカウンセラー(SC)等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後もこうした専門スタッフの配置を促進し、学校との連携体制を強化し、早期対応・継続支援の仕組みづくりを進める。
- ・専門スタッフについては、人員の増加もさることながら、研修会や連絡会などを通じて質の確

保を図る。

○ 学びの架け橋プログラム((3)－⑩)

・不登校児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備を推進するため、小・中学校のモデル校で学校内の居場所を確保できるように支援員を配置する。

○ 特別支援教育にかかわる支援員の配置 ((3)－⑩)

・幼稚園及び幼稚園型認定こども園に在籍する特別な配慮の必要な幼児、通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な配慮の必要な児童・生徒の教育的なニーズに合わせて支援ができるように各種支援員を配置する。

(4) その他の取組

○ 学校施設使用の申請等におけるインターネット施設予約システムの活用

・インターネット施設予約システム(文の京施設予約ねっと)を活用し、学校施設使用(校庭・体育館等)の申請・変更・取消等を管理する。

○ 人事考課制度等における取組

・各小・中学校では、教育管理職の職務上の目標として、教育職員の仕事の効率化等・ライフ・ワーク・バランス推進に向けた取組について設定するなど、自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教育職員の意識改革や職場風土の醸成を推進する。幼稚園では幼稚園教育管理職業績評定制度の上で小・中学校と同様の取り組みを行う。また、教育管理職が教育職員の勤務状況を把握し、必要に応じて業務調整や支援を行う体制を整えることで、管理職によるマネジメント機能の強化を図る。

○ 働き方改革に向けた研修の充実

・教育職員を対象とする研修において、これまで実施してきた組織管理等の内容に加え、教育職員の健康管理や時間管理に関する内容を盛り込むなど、教育職員のタイムマネジメント能力向上を図る。さらに、業務改善の好事例や外部人材の活用方法などを共有する機会を設け、学校間での情報交換や学び合いを促進することで、改革の実効性を高める。



○ 小学校での教科担任制の推進

・各教育職員が専門とする教科を担当することで、より深く質の高い授業を展開し、児童の学力向上を目指す。また、特定の教科に関する業務を専任の教育職員が担うことで、複数の教育職員による重複した業務を解消する。

○ 教育課程相談

・学校等が教育課程を編成する際には、文京区教育委員会へ事前に相談するようにし、指導主事が学校等の実情を聞き取り、授業時数の安易な増加を抑制する。

- 教育職員の研修の在り方について
 - ・文京区教育委員会主催の研修に関して、研修の質を確保しつつも、各種研修の目標を改めて明確にし、研修回数の精選を図る。また、教育職員が時間や場所の制約を受けことなく研修を受講できるよう、積極的にオンラインの研修を導入する。
- 多言語翻訳ツールの導入
 - ・全ての学校等に多言語翻訳ツールを導入し、日本語によるコミュニケーションが困難な幼児・児童・生徒及び保護者と円滑な意思疎通を図れるようにする。
- 学校と地域の連携・協働の推進
 - ・地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を図る。
- 電話対応時間の明記と自動応答メッセージの導入
 - ・教育職員が平日の夜や休業日中に電話対応をしないことで職務の推進を図るだけでなく、教育職員の勤務時間外の業務対応を抑制し、ライフ・ワーク・バランスの確保を支援するため、学校は電話対応時間の明記と自動応答メッセージの対応を周知する。
- 時間外在校等時間の適切な把握と活用
 - ・勤怠管理システムにより、管理職が時間外在校等時間を把握する。また、相談窓口を設置するとともに、長時間労働者・高ストレス者に対する医師による面接指導の実施について周知する。学校等においても、教育職員の時間外在校等時間を把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じ、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図る。また、それぞれの教育職員の時間外在校等時間に対する自己管理意識の醸成もあわせて図る。
- 学校・園閉庁日等の設定
 - ・教育職員が計画的に休養を取ることが可能にし、心身の健康保持と業務のメリハリを生む環境づくりを支援するため、学校等が定時退庁日や長期休業中等に学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、各校園の実情に応じた取組を進めるよう促す。

(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに引き続き以下の内容に取り組む。
 - ・1か月時間外在校時間等が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
 - ・50人未満の学校等も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
 - ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
 - ・50人以上の学校等について、各校に衛生委員会を設置し、心身の健康についての審議や職場巡視を実施し、労働安全衛生環境の整備を図る。

5 今後のフォローアップについて

- 各学校等の在校・園等時間の状況を定期的に確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校・園等時間が長時間となっている教育職員がいる学校等や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校等に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校等に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校等における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校等へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、文京区教育委員会からの支援を強化します。各学校等においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 学校等における働き方改革を進めることにより、教育職員の長時間労働を改善し、教育職員が子どもたちと向き合う時間を確保することは、教育の質の向上につながっていくということを、保護者や地域社会の方々にも理解してもらう必要があります。
働き方改革の意義や学校・教育職員が担うべき業務の適正化、外部人材の活用等の取組について、学校等から保護者に対し、理解を求めていくとともに、あわせて学校運営協議会等を活用し地域の方々への理解を促進するための啓発活動を進めます。
- 本計画に基づき、学校等における働き方改革を計画的かつ速やかに実行するとともに、学校等の実態を考慮しながら、取組の進捗状況に応じて実施計画の継続的な見直しを行っていきます。
また、本計画の実施状況については総合教育会議に毎年報告し、区として教育職員の働き方改革を推進していきます。
- 学校等における持続可能な勤務環境を整備し、教育職員の長時間労働を改善するためには、自治体個々の取組や学校等の自助努力だけでは限界があります。
このため文京区教育委員会は、教育職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援について、引き続き特別区教育長会等を通じて東京都に求めていくなど、制度面に関する見直しについても要望、提言を行っていきます。
加えて、東京都教育委員会が推進する「外部人材の配置拡充」や「部活動改革」「DXの推進」などの施策に対しても、文京区教育委員会として積極的に連携・協力し、都の支援策を活用することで、学校等の働き方改革と教育の質の向上を図っていきます。

